

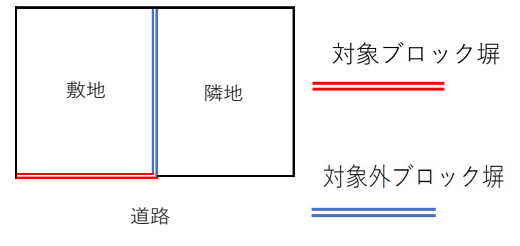
令和5年度

新発田市危険ブロック塀等撤去工事支援事業補助金のご案内

通学路等の安全を確保するため、地震で倒壊の危険性があるブロック塀等の撤去にかかる費用の一部を補助します

■対象となるブロック塀等（次のすべてに該当するもの）

- ・路面からの高さが1.0m以上の組積造（補強コンクリートブロック造を含む）の塀
- ・危険性が確認されるものであること
- ・通学路等の沿道に設けられたものであること



■補助対象となる撤去工事（次のすべてに該当するもの）

- ・対象となるブロック塀等の全撤去又は道路面からの高さを1メートル未満とする工事
- ・撤去工事施工者が市内に本社のある法人事業者又は市内に住所を有する個人事業者であること
- ・建物の解体及び土地の販売等を目的とした撤去工事ではないこと

※既に工事中や工事完了後のブロック塀などは対象外です。

※年度内に工事を完了し、実績報告ができる物件に限ります。

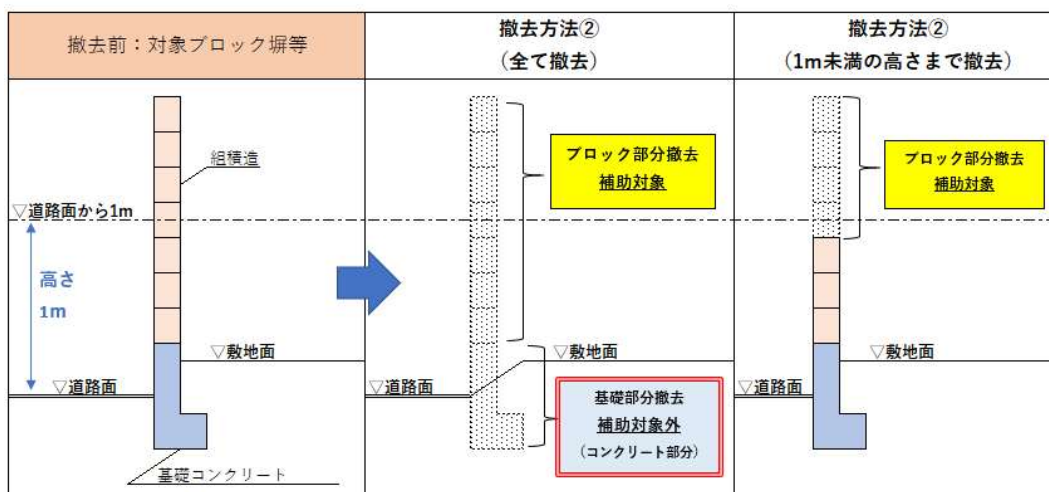


出典：日本建築防災協会パンフレット

■補助対象経費

基礎コンクリートなどを除く、ブロック部分の撤去工事費及び処分費

※ブロック部分の撤去費用のみが補助対象経費となります



フェンスや門柱などの撤去は対象外です。
ブロック部分以外も撤去する場合は、見積書の中で項目を分けてください（見積業者をお願いしてください）。

■補助金の額

補助対象経費の2/3以内かつ上限15万円（1敷地1回限り）

■募集期間

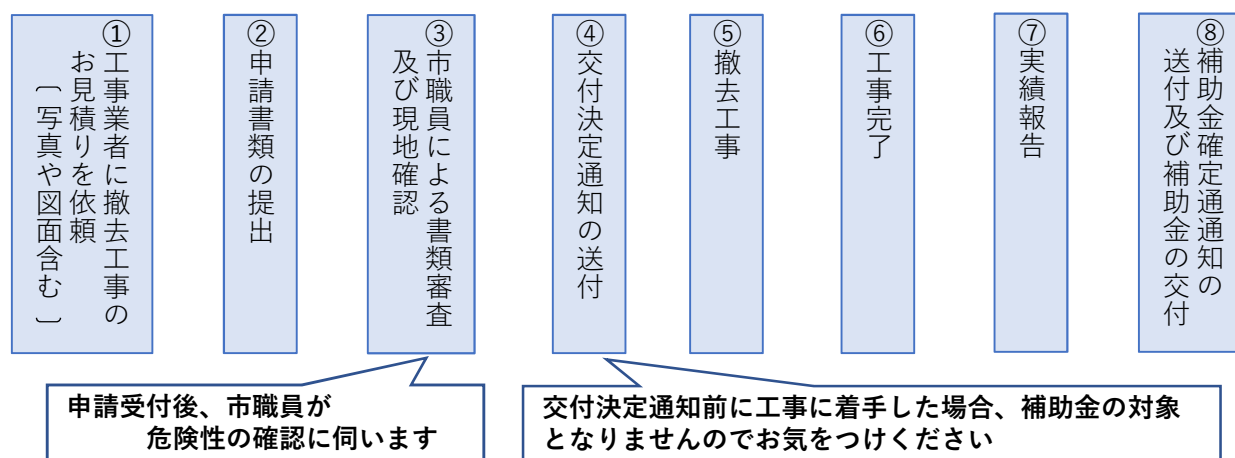
令和5年12月15日まで

■募集予定件数

2件程度

■申し込み方法

申請書類一式を準備し、ご本人が建築課の窓口にご直接お越しください



■申請に必要な書類（①～⑤すべて）

- ①補助金交付申請書（申請書は、建築課窓口にあるほか、市ホームページでダウンロードできます）
- ②付近見取図（設置場所がわかる地図等）
- ③対象の危険ブロック塀等の撤去前の写真

撤去するブロック塀の全景、危険と判断した部分、遠景、近景。

- ④撤去工事内容を示す図面又は書類

撤去するブロック塀の道路面からの高さ、延長、範囲などを記載した図面等。
③の写真を使って、作成（数値記載）することも可能。

- ⑤補助対象経費が確認できる見積書の写し

業者名、業者印及び業者所在地が記載された見積書で、全体工事費と補助対象経費が確認できるもの（補助対象外が区分されて積算されているもの）。

お問合せ
新発田市 建築課 建築審査係

住所 新潟県新発田市中央町5丁目2番13号（地域整備庁舎2階）
TEL 0254-26-3557

詳細は窓口または市ホームページをご覧ください

